

函館工業高等専門学校におけるハラスメントの防止等に関する規程

平成28年3月29日

函高専達第30号

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人国立高等専門学校機構ハラスメントの防止等に関する規則(平成24年9月27日独立行政法人国立高等専門学校機構規則第113号)に定めるもののほか、函館工業高等専門学校(以下「本校」という。)におけるハラスメントの防止等に関する、必要な事項を定めるものとする。

(相談員)

第2条 本校に、教職員、学生等及び関係者からのハラスメントに関する苦情の申出及び相談(以下「苦情・相談」という。)に対応するため、相談員を置く。

2 相談員は、次に掲げる業務を行う。

- 一 苦情・相談を受け付けること。
- 二 前号の苦情・相談の内容を、校長に報告すること。
- 三 必要に応じ、当事者等に事実確認を行うこと。
- 四 必要に応じ、当事者に対して指導又は助言を行うこと。

3 相談員は、苦情相談の対応に当たっては、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長が定める「ハラスメントに関する苦情相談への対応における留意すべき事項についての指針」に十分に留意するものとする。

4 相談員は、校長が指名する教職員をもって充てる。

5 校長は、前項に規定する者のほか、ハラスメントの防止等に関し識見を有する学外者を相談員に加えることができる。

6 相談員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(防止等対策室)

第3条 本校に、ハラスメントの防止等に関する施策を実施するため、防止等対策室を置き、次に掲げる業務を行う。

- 一 ハラスメントの防止等に関する啓発活動及び研修を実施すること。
- 二 ハラスメントに起因する問題の解決に関し、相談員に対し指導又は助言すること。
- 三 ハラスメントに起因する問題について事前に校長に報告の上、事実関係を調査すること。
- 四 ハラスメントに起因する問題の防止策を検討すること。
- 五 ハラスメントの防止等に係る環境の改善並びに教職員、学生等及び関係者への指導・啓発等に関し、関係学科等の長又は学生委員会へ要請すること。

六 ハラスメントの調査の結果等について、当事者に報告すること。

七 その他ハラスメントの防止等に関し必要な業務

2 防止等対策室は、前項に規定する業務を行うに当たり、必要に応じ、学外有識者及び弁護士の意見を聞くことができるものとする。

3 防止等対策室は、次に掲げる者をもって組織する。

一 室長

二 学生主事

三 事務部長

四 その他校長が指名する者

4 室長は、教授のうちから校長が指名する。

5 室長は、防止等対策室の業務を統括する。

6 室長の任期は1年とし、再任を妨げない。

7 校長は、必要に応じ防止等対策室に加わることができる。

8 第3項第四号により指名された者の任期は1年とする。

(調査委員会)

第4条 室長は、ハラスメントに起因する問題について、事実関係を調査するため、当該問題ごとにハラスメントの調査委員会(以下「調査委員会」という。)を置くことができる。

2 調査委員会は、3名以上の委員で組織する。

3 委員は、校長が委嘱する。ただし、当該苦情・相談を担当する相談員及び当該苦情・相談の当事者との間において利害関係を有する者を委員に委嘱することはできない。

4 校長は、調査委員会による調査の過程で、委員と当該苦情・相談の当事者との間において利害関係を有することが明らかになったときは、直ちに当該委員の委嘱を解くものとする。

5 委員は、複数の調査委員会の委員を兼ねることができる。

6 調査委員会に委員長を置き、委員の中から校長が指名する。

7 調査委員会は、事実関係の調査結果を室長に報告する。

8 室長は、当該ハラスメントに起因する問題が解決したときは、調査委員会を解散するものとする。

(守秘義務)

第5条 ハラスメントに起因する問題に携わる者は、当事者のプライバシーの保護に配慮するとともに、業務遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その任務を退いた後も、同様とする。

(不利益取扱いの禁止)

第6条 教職員及び学生等は、苦情・相談、当該苦情・相談に係る調査への協力その他ハラスメントに関する正当な対応をした者に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(庶務)

第7条 防止等対策室に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、ハラスメントの防止等について必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 函館工業高等専門学校におけるハラスメント等の人権侵害防止規程(平成22年3月24日函高専達第9号)は廃止する。

附 則(平成29年4月10日函高専達第39号)

この規程は、平成29年4月10日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(令和5年3月24日函高専達第28号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。